

令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業  
運行管理システム開発・保守委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業 運行管理システム開発・保守委託業務

2 目的

伊豆の国市が実施する『大仁東地区における公共ライドシェア実証運行』において、予約受付や運行管理の業務負荷軽減とドライバー・利用者の利便性向上を図るため、専門的な知識と技術を有する事業者には、システムの開発・保守を委託することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

4 業務内容

(1) 予約・運行管理システム構築・導入業務

① 委託業務の実施計画作成

業務の実施に先立ち、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を委託者に提出し、委託者の承認を得てから業務を実施するものとする。

② 初期プランニング、システム開発

- ・令和7年9月末までにシステム開発を完了すること。
- ・運行管理者の予約・配車等の運行管理の業務負荷を軽減するシステムとし、電話予約にも対応できるシステムであること。
- ・標準化された技術等を活用することにより、経費の節減を図ること。

③ システム導入、動作確認

- ・システムの円滑な運用ができるよう令和7年10月末日までに動作確認を完了すること。
- また、委託者、運行管理者の関係者へシステムの使用方法の説明・指導を行うこと。

(2) 予約・運行管理システム保守等業務

① システム運用開始後、必要な保守等支援を行うこと。

- ・委託者、運行管理者からの電話又は電子メール等による問合せ、緊急時の対応などの保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を構築すること。
- ・システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。また、障害の原因や対応状況について、随時、委託者に報告すること。
- ・不正接続・利用、情報漏洩、データ改ざんを防止する措置を講じるとともに、システムへの不正アクセスを監視し、必要に応じて委託者へ連絡する体制を整えておくこと。
- ・管理者側アカウントについては、システムを利用するに当たり、IDとパスワードによる認証を必須とするとともに、操作履歴などを確実に記録すること。

## 5 システム仕様の概要

システムは、高齢者等でも操作しやすいLINEを活用した予約・運行管理システムとする。また、本市の他地域においても公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）等を導入することとなった場合にも活用できる拡張性のあるシステムとする。

なお、以下に記載のない機能は、提案事項とし、都度協議を行うこと。

### (1) 基本機能

- ・公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）の運行管理が可能なこと。
- ・利用者からの予約と運行可能なドライバーのマッチングが可能なこと。
- ・電話予約を受ける際には、オペレーターによりシステムへの代理登録が可能なこと。
- ・ドライバー及び使用車両の登録が可能なこと。
- ・利用者の事前登録が可能なこと。
- ・ドライバーが運行可能な日時・運行便をドライバーごとに登録可能なこと。
- ・登録した利用者が運行可能な日時・運行便を選択することができること。
- ・運行エリアの設定が可能であること。
- ・サービス提供時間は、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等による停止については、この限りではない。
- ・表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいデザインとすること。
- ・スマートフォンの機種変更時のデータ引継ぎが配慮されていること。
- ・システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。
- ・アクセスログや操作ログ等を取得し、一定期間保存することができること。
- ・個人情報保護法および伊豆の国市情報セキュリティ基本方針を遵守し、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。
- ・インターネット環境で動作すること。

### (2) 利用者側の基本機能

- ・スマートフォンによる予約画面は、高齢者等でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること。
- ・新規の利用者登録、利用予約、予約状況の確認、予約のキャンセルができること。
- ・運行日の前日まで、予約画面上で、利用予約、予約のキャンセルができること。
- ・利用者登録完了、利用予約完了、予約のキャンセル完了などの通知を受信できること。
- ・予約日の前日、予約時間の1時間前に、予約内容の通知を受信できること。
- ・iOS及びAndroidで利用できること。

### (3) ドライバー側の基本機能

- ・スマートフォンによる管理画面は、高齢者等でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること。
- ・利用者が予約した際には適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ・運行日の前日まで、管理画面上で、運行可能日時を登録することができること。
- ・ドライバー登録完了、予約受付完了、予約のキャンセル完了などの通知を受信できること。
- ・運行日の前日、運行時間の1時間前に、運行内容の通知を受信できること。

- ・運行前、運行後にアルコールチェック動画のアップ、健康状態（疾病、疲労、車両異常等）の入力ができること。
- ・iOS及びAndroidで利用できること。

#### (4) 管理者側の基本機能

- ・指定のURLにアクセスすることで利用できること。
- ・管理者画面は、パソコン等のブラウザで確認できるものとし、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること。
- ・利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録、修正、削除ができること。
- ・利用者の情報を代理で登録、修正、削除することができること。また、連続して登録等をする際には、入力情報を流用できること。
- ・運行エリア・乗降場所・運行時間の設定・修正が容易にできること。
- ・地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること。
- ・利用者・ドライバーの一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。
- ・利用者・ドライバーからのキャンセルを承認・登録・通知することができること。
- ・利用者・ドライバーに対する、各種手続き完了の通知、前日及び1時間前のリマインド通知は、自動で配信すること。ただし、手動でもできるようにすること。
- ・利用者・ドライバーに対して、お知らせ等のメッセージを配信することができること。
- ・運行実績（乗降日時・車両・運転者別の運行実績、予約・利用者数、乗降場所、利用者登録情報など、管理者が必要と判断したデータ）を随時確認することができ、運行実績をCSV等のファイル形式でダウンロードできること。

## 6 成果品

成果物については、以下に示すものを納品すること。詳細については、事業者決定後に協議する。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 議事録
- (3) 操作マニュアル
- (4) 保守等計画書
- (5) 利用データ（CSV形式）
- (6) 「5 システム仕様の概要」を満たした運行管理システム

## 7 業務体制

- (1) 本業務の責任者として、全体を十分に管理できる者を担当者とする。
- (2) 本業務を完了させることが可能な能力と人員を備えること。
- (3) 通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。
- (4) 問題等発生時の対応体制を明確にすること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については協議を行うこと。

## 8 システムの著作権

- (1) 本業務の成果品等の著作権、所有権は委託者に帰属する。ただし、受託者が成果品の作成にあたって開発したシステムプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラム著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）については、適用外とする。
- (2) 本事業の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、委託者は、本事業の運用に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

## 9 データの引継ぎ

契約期間終了後には、蓄積されたすべてのデータを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、委託者に報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。

## 10 支払方法

受託者は業務完了後速やかに検査を受け、合格後請求書を提出し、委託者は令和8年2月末日までに代金を支払うこととする。

## 11 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、委託者の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏えいしてはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

## 12 その他

- (1) 本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項が生じた場合、受託者は委託者と十分な打ち合わせ及び協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。
- (2) 上記(1)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。